

# 建設副産物対策について



近畿地方整備局 企画部 技術調査課  
令和元年 11月20日

# 目 次

- 1 . 建設リサイクル法とは
- 2 . 国土交通省の取り組みについて
- 3 . 「近畿地方における建設リサイクル推進計画2015」の概要
- 4 . リサイクル原則化ルール
- 5 . 建設副産物適正処理推進要綱について
- 6 . 建設リサイクルガイドラインについて
- 7 . 建設副産物情報交換システムについて
- 8 . 建設発生土情報交換システムについて
- 9 . 直轄工事における発注者としての対応について
- 10 . 建設リサイクル法に係る手続きについて
- 11 . 公共工事土量調査について
- 12 . 共通仕様書・特記仕様書への記載
- 13 . 建設リサイクル法11条通知
- 14 . 建設リサイクル推進計画に基づくフォローアップ
- 15 . 建設発生土情報交換システム更新
- 16 . 新たな取り組み

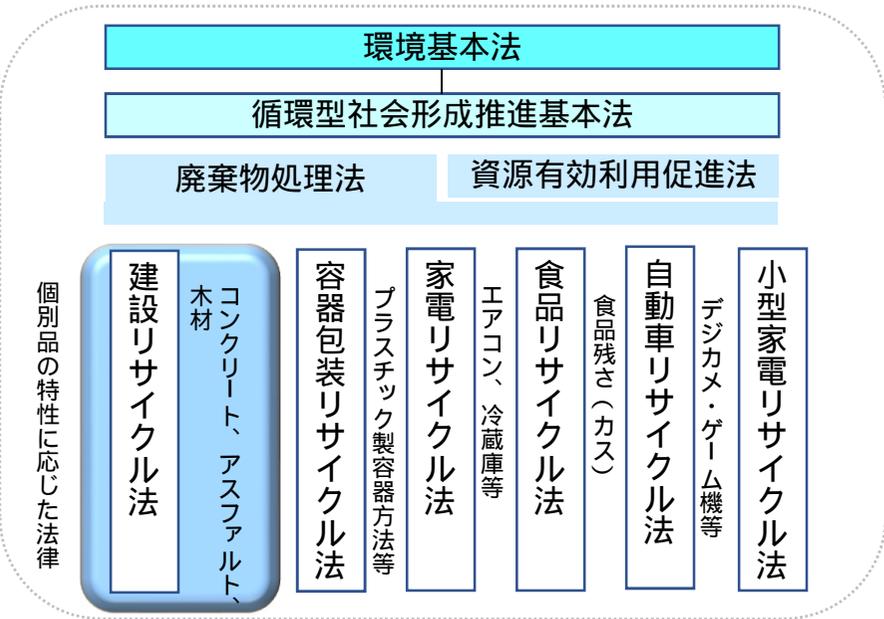
# 1.建設リサイクル法 とは

## 目的

- 特定建設資材 の
- ・ 資源の有効な利用の促進
  - ・ 廃棄物の適正な処理の確保

## 主な内容

- ・ 建築物等に係る分別解体等及び再資源化の義務付け
- ・ 分別解体等及び再資源化等の実施を確保するための措置
- ・ 解体工事業者の登録制度



一定規模以上の建設工事  
特定建設資材の現場分別の義務  
特定建設資材廃棄物の再資源化  
等の義務

発注者による事前通知（届出）  
元請から発注者へ  
再資源化等完了報告

解体工事業者の登録  
現場に技術管理者配置

建設リサイクル法・・・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」  
特定建設資材・・・アスファルト・コンクリート、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材

## 2.国土交通省の取り組みについて

### 建設リサイクル推進計画

さらなる建設リサイクルの推進のため、本省の計画を踏まえて、近畿地方の計画を策定。



### リサイクル原則化ルール

公共建設工事における再生資源の利用および再資源化施設の活用について、経済性にかかわらず実施するためのルールを策定。



### 建設副産物適正処理推進要綱

建設発生土及び建設廃棄物を適正に処理するために責務と役割等を示すために策定。



### 建設リサイクルガイドライン

リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から、施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項を策定。



### 建設副産物情報交換システム

資源有効利用促進法、建設リサイクル法により義務づけられている書類の作成を電算上で行うことによって、記入者の負担の軽減等を図るため策定。



### 建設発生土情報交換システム

建設発生土の情報を電算上で管理し、工事間利用を促進するために策定。



# 3 . 近畿地方における建設リサイクル推進計画 2015 の概要 1 / 2

## 計画の位置づけ

国土交通省が策定した「建設リサイクル推進計画2014」(平成26年9月1日公表)を受けて、近畿地方における建設リサイクルの現状を踏まえ、**近畿地方における目標値の設定**や、**行動計画**を加えた近畿地方独自の建設リサイクルの推進計画

## 計画の対象

**建設副産物対策近畿地方連絡協議会**  
(国、特殊法人、2府5県4政令市等)が実施する**建設工事全体**

民間の建設工事についても、「理解と参画」を得て本計画が推進されることを期待

## 計画期間

平成27年度～30年度の4ヵ年を計画期間とする。

## 近畿地域の建設リサイクル推進に向けて『重点的』に取り組む施策

### 1. 近畿地域として先進的に取り組むべきもの

再生クラッシュランのストック状況の把握と情報提供の検討  
建設発生土受入地の登録制度の近畿地域への拡大検討

### 2. 前計画の施策を引き続き重点的に取り組むもの

簡易型建設副産物実態調査の実施  
関係協会との意見交換会の実施  
建設リサイクル表彰の継続実施及びその拡充の検討  
府県内ブロック単位の建設副産物対策連絡協議会の開催

建設発生土工事間利用推進の手引き(仮称)の検討  
近畿版現場分別マニュアルの普及及び建設混合廃棄物の発生量を削減するために分別の試行拡大

# 3 . 近畿地方における建設リサイクル推進計画 2015の概要 2 / 2

## 近畿地方における建設リサイクル推進計画2015の目標値

平成30年度(計画の目標年)の目標値、下段( )下記は全国値

対象品目	指標	推進計画2009 (H24目標)	H24実績	H30目標 (計画の目標年)
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上 (98%以上)	99.5% (99.5%)	99%以上 (99%以上)
コンクリート塊		98%以上 (98%以上)	99.6% (99.3%)	99%以上 (99%以上)
建設発生木材 <sup>1</sup>	再資源化・縮減率	95%以上 (95%以上)	94.5% (94.4%)	95%以上 (95%以上)
建設汚泥 <sup>1</sup>		82% (82%)	89.2% (85.0%)	90%以上 (90%以上)
建設混合廃棄物	排出率	-----	4.8% (3.9%)	3.5%以下 (3.5%以下)
	再資源化・縮減率	-----	42.0% (58.2%)	50%以上 (60%以上)
建設廃棄物全体 <sup>1</sup>	再資源化・縮減率	95% (94%)	95.2% (96.0%)	96%以上 (96%以上)
建設発生土	建設発生土有効利用率	-----	-----	80%以上 (80%以上)

### フォローアップ

<sup>1</sup>縮減を含む。(縮減とは、焼却、脱水などにより廃棄物の量を減ずる行為をいう)

建設副産物対策近畿地方連絡協議会において、「近畿地方における建設リサイクル推進計画2015」に盛り込まれた施策の各機関における実施状況について、**毎年度フォローアップ調査**を行う。

## 4.リサイクル原則化ルール

国土交通省所管の直轄事業（受託工事含む）に適用  
経済性にかかわらず実施（原則化）

- 指定副産物の工事現場からの搬出
  - コンクリート塊、アスコン塊 再資源化施設へ搬出
  - 建設発生木材 原則として再資源化施設へ搬出  
50km以内に再資源化施設がない等困難な場合 縮減
  - 建設発生土 50km以内の他の建設工事（民間含む）へ搬出
- 再生資材等の利用（工事に要求される品質を考慮した上）
  - 再生骨材 40km以内に再資源化施設があれば利用
  - 再生アスコン 40kmかつ1.5時間以内であれば利用
  - 建設発生土 50km以内の他の建設工事から流用

## 5 . 建設副産物適正処理推進要綱について

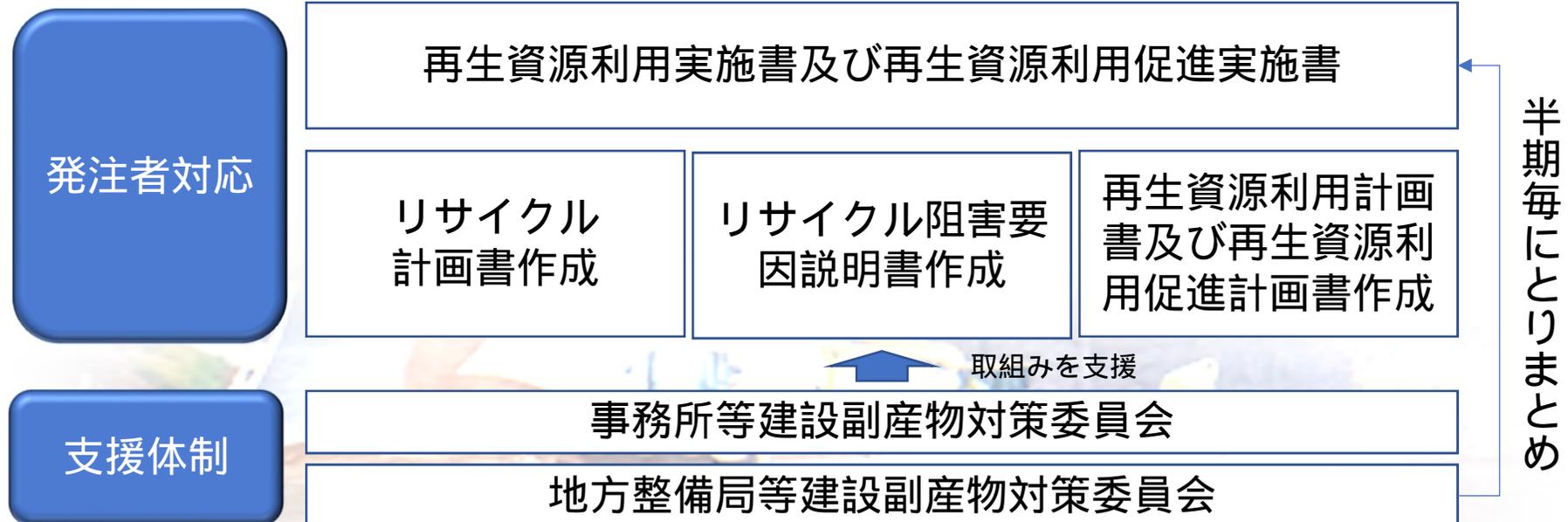
建設副産物が発生する建設工事に適用  
発注者、元請業者等の責務と役割を明記  
計画から工事完了までの流れと必要な手続きを明記  
建設廃棄物の再資源化等の処理に関する事項を明記

- 要綱は、次の内容で構成されている。
  - 第1章 総則（目的、語句の定義、基本事項等）
  - 第2章 関係者の責務と役割（発注者、元請業者等の責務と役割）
  - 第3章 計画の作成等（計画から工事完了までの流れと必要な手続き）
  - 第4章 建設発生土（建設発生土の取扱い）
  - 第5章 建設廃棄物（建設廃棄物の取扱い）
  - 第6章 建設廃棄物ごとの留意事項（建設廃棄物の再資源化等、処理に関する事項）

## 6 . 建設リサイクルガイドラインについて

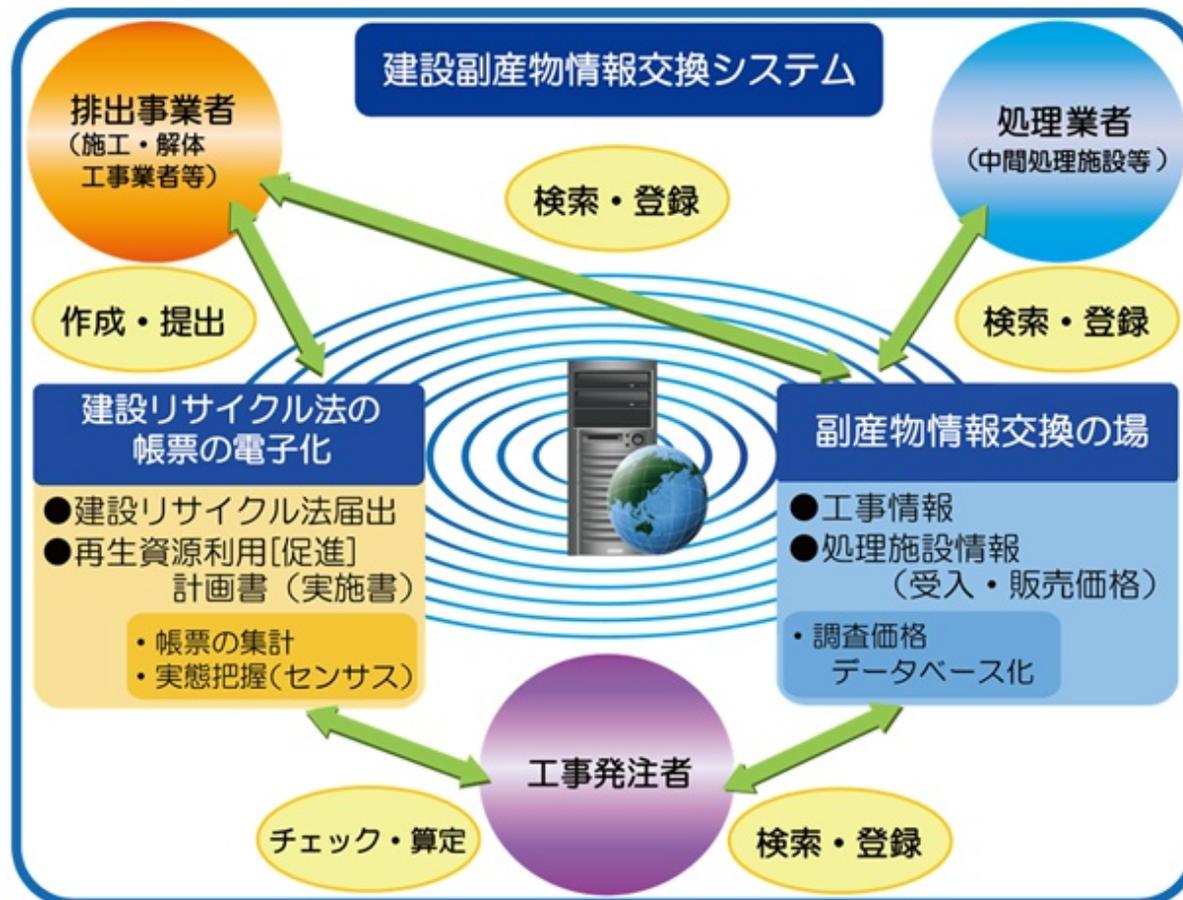
### 公共工事発注者の責務をまとめたもの

- ・ 計画・設計段階におけるリサイクル計画の策定
- ・ 工事事務所においてリサイクルの徹底に向けた検討体制の強化
- ・ リサイクル実施状況のとりまとめ



## 7 . 建設副産物情報交換システムについて

法義務付け書類を電算上で作成による作業の省力化  
建設副産物に関わる適正処理の推進、リサイクル向上  
建設副産物実態調査の効率化



国土交通省では、建設副産物情報センター (JACIC) が運営する建設情報交換システム (COBRIS) を利用。

出典：JACICホームページ

<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

## 8 . 建設発生土情報交換システムについて

公共工事発注者間で建設発生土の工事間利用を促進  
全国一元的に公共工事の発注土量を管理  
リアルタイムな情報交換が可能



国土交通省では、建設副産物情報センター（JACIC）が運営する建設発生土情報交換システムを利用。



出典：JACICホームページ

<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

## 9 . 直轄工事における発注者としての対応 について

### 建設リサイクル法に係る手続きの実施

- ・ 建設リサイクル法に則り、受注者から提出される書類の確認（第12条、第18条）、分別解体方法等や費用に関する相互の取り交わし（第13条）及び都道府県知事（特定行政庁）への通知（第11条）を漏れなく対応する。

➡ P.13

### 公共工事土量調査の実施

- ・ 建設発生土の工事間利用を促進するため、工事契約締結前段階から、発注者が『建設発生土情報交換システム』に登録を行う。また、結果を登録し、情報を更新することで工事間利用の円滑な調整を促進する。

➡ P.15

### 共通仕様書・特記仕様書への記載

- ・ 平成30年4月土木工事共通仕様書（案）から、1-1-1-18 建設副産物情報交換システム、建設発生土情報交換システムについて記載されました。特記仕様書には、該当する項目を記載する必要があります。

➡ P.20

# 10 . 建設リサイクル法に係る手続きについて

## 建設リサイクル法の対象となる工事について

特定建設資材を用いる新築等の工事

特定建設資材を用いた構造物を解体する工事



建設リサイクル法（第9条）に基づき分別解体等を行う義務が定められています。

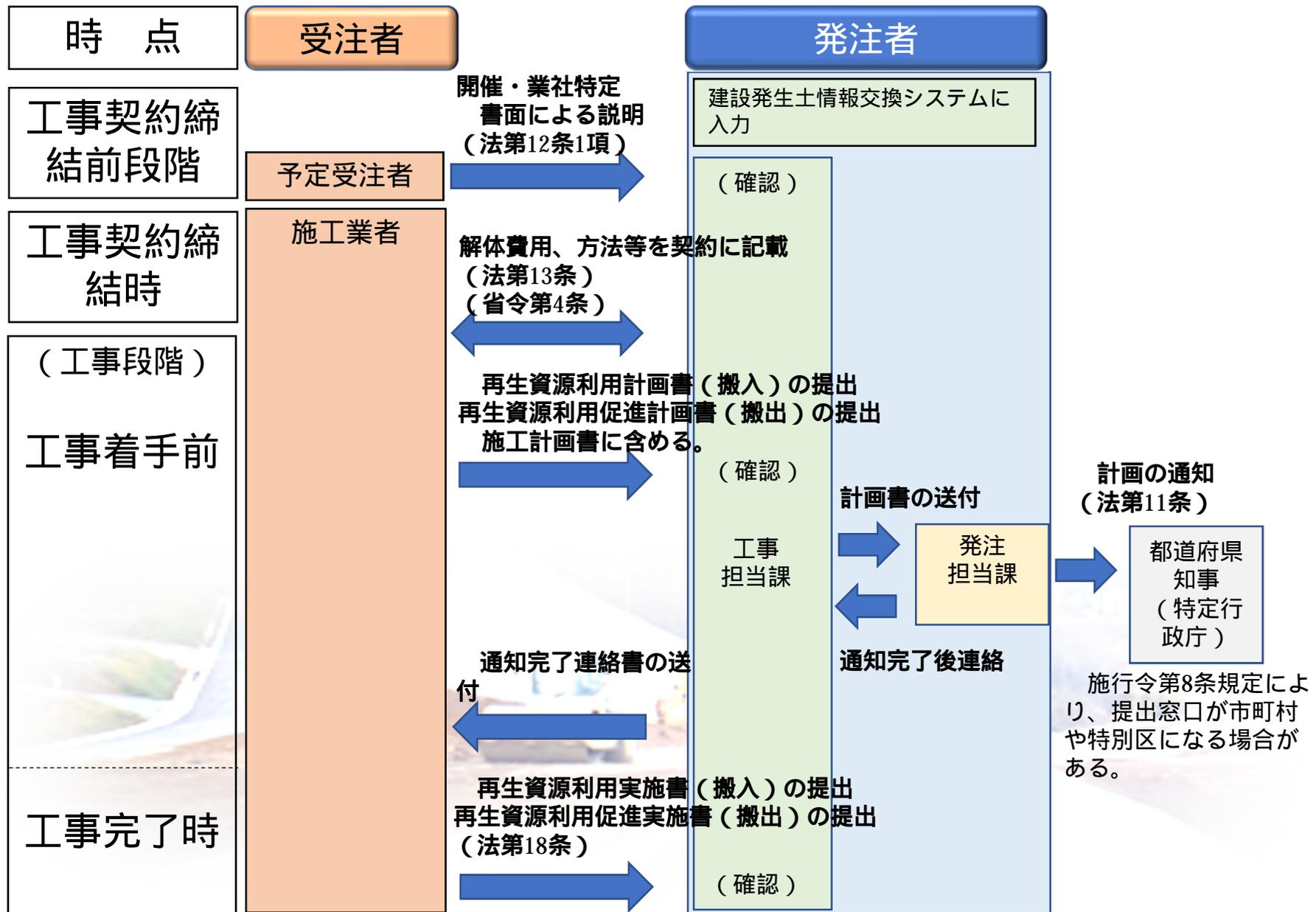
## 建設リサイクル法の対象となる工事の規模

建設リサイクル法の対象工事となる工事の規模は下表の通り。

		対象工事	対象外工事
建築物等	解体工事	解体部分の延べ床面積が合計80m <sup>2</sup> 以上	解体部分の延べ床面積が合計80m <sup>2</sup> 未満
	新築・増築工事	延べ床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以上	延べ床面積の合計が500m <sup>2</sup> 未満
	修繕・模様替工事	請負金額が1億円以上	請負金額が1億円未満
建築物以外の解体又は新築工事（土木工事等）		請負金額が500万円以上	請負金額が500万円未満

総価・単価契約の維持作業等は、工事の規模にかかわらず「対象工事」から除外されます。  
 ただし、1回の作業の指示が500万円を超える場合は、「対象工事」となります。  
 特定建設資材の使用量、特定建設資材廃棄物の排出量の大小にかかわらず、工事全体の施工規模が上表に該当すれば「対象工事」となります。  
 「特定建設資材」とは、**コンクリート（有筋、二次製品を含む）、アスファルト・コンクリート（アスファルト混合物）、木材（木材製品）の4種類**。ただし、樹木、種子、草木類は木材には含まれません。  
 「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物になったものをいい、**コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の3種類**。  
 ただし、「植栽維持工」や「除草工」等から生じる伐採材、剪定くず、刈草等は建設発生木材に含まれません。

# 10 . 建設リサイクル法に係る手続きについて



# 1 1 . 公共工事土量調査について 1 / 5

建設発生土の工事間利用を促進するため  
次の調査を実施

<< 予定工事調査 >>

工事発注時建設発生土等の搬出入の状況を把握し、  
工事予定間の利用調整。

<< 実績工事調査 >>

利用調整結果を確認することによって、  
建設発生土等の工事間利用を促進。



# 1 1 . 公共工事土量調査（発注前） 2 / 5

## （1）予定情報の入力

予定工事は、発注者のみ登録できます。  
工事発注前など、土の搬出・搬入がわかった時点で  
必ず発注者が登録してください。

### < 建設発生土情報交換システム >

The screenshot shows the '建設発生土情報交換システム' (Construction Waste Exchange System) website. The navigation menu at the top includes 'HOME', '副産物システム', '発生土システム IN', 'よくある質問FAQ', and 'お問い合わせ'. The '発生土システム IN' menu item is circled in red. Below the menu, there is a '建設発生土情報交換システム ログイン画面' (Login screen) with fields for 'ユーザーID' and 'パスワード', and buttons for 'ログイン' and 'リセット'. A red arrow points from the login screen to the main page. The main page displays a list of construction projects under the heading '担当工事一覧' (Assigned Work List). The list includes two items:

工事名称	△△建設工事
1	施工場所: 東京都 港区 赤坂〇〇番地
情報ランク	理想数量の情報
全体工期	2009年6月～2010年2月
工事種類	建築関係
担当者名	建築 一郎

工事名称	◇◇公園整備工事
2	施工場所: 東京都 台東区 ◇◇番地
情報ランク	計画数量の情報
全体工期	2009年7月～2009年10月
工事種類	公園関係
担当者名	園田 一郎

詳しい操作手順はマニュアルを参照してください

# 1 1 . 公共工事土量調査（発注が決まったら）3 / 5

( 2 ) 発注処理を実施してください

発注が決まりましたら、発注処理を実施してください。

29件の担当工事データがあります。  
担当工事を参照する場合は「工事名称」ボタンをクリックしてください。

昇順 降順  
1 / 3

1	工事名称	〇〇道路改良工事		
	施工場所	東京都 千代田区 〇〇番地		
	情報ランク	想定数量の情報	工事種類	道路関係
	全体工期	2009年6月～ 2010年2月	担当者名	建設 太郎

2	工事名称	△△建築工事		
	施工場所	東京都 港区 赤坂〇〇番地		
	情報ランク	想定数量の情報	工事種類	建築関係
	全体工期	2009年6月～ 2010年2月	担当者名	建築 一郎

詳しい操作手順はマニュアルを参照してください

# 1 1 . 公共工事土量調査（契約したら）4 / 5

( 3 ) 「登録工事番号」を請負業者に伝える

発注者が、「登録工事番号」を請負業者に伝えない限り、請負業者は請け負った工事の修正・更新を行うことができません。

登録工事番号通知

了承

担当工事情報

登録工事番号	70059815Q		
機関名	国土交通省 ○○地方整備局 ○○事務所		
発注機関	○○地方整備局 ○○事務所		
電話番号	03-1234-5678		
FAX番号	03-1234-9876		
部課係名	○○課○○係		
担当者名	建設 太郎	役職名	係長
メールアドレス	taro_k@aaaa.co.jp		
情報ランク	工事発注が済んだ時の情報	工事種類	道路関係

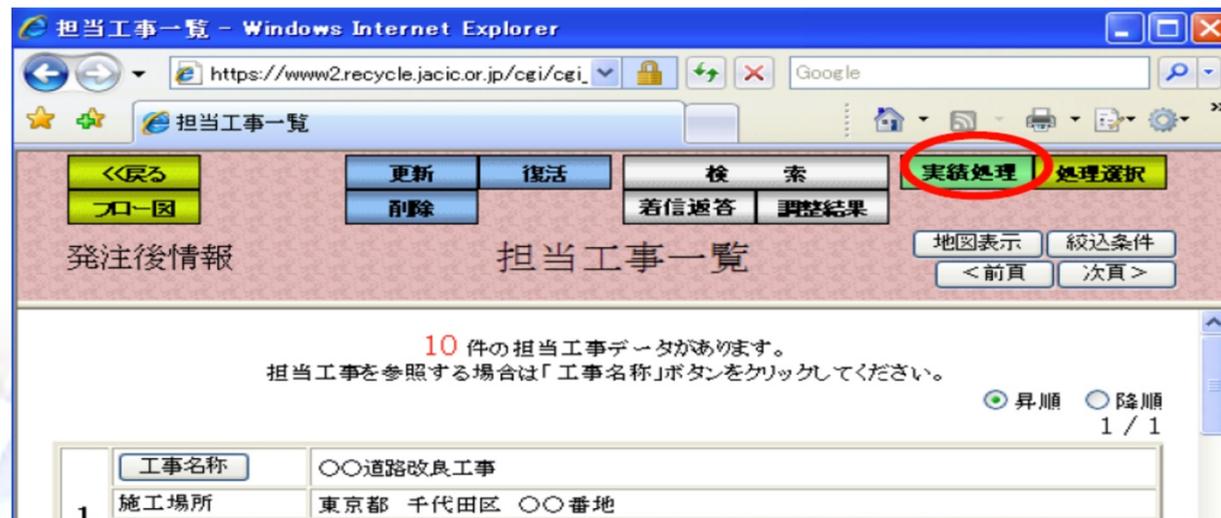
請負業者による入力を許可する場合は、「登録工事番号」を請負業者に通知します。

詳しい操作手順はマニュアルを参照してください

# 1 1 . 公共工事土量調査（工事完了後） 5 / 5

（4）「実績処理」を実施してください

「実績処理」は、発注者のみ実施できます。  
工事完了時に必ず「実績処理」を行ってください。  
「実績処理」を行うと請負業者によるデータの修正・更新ができなくなります。



詳しい操作手順はマニュアルを参照してください

# 1 2 . 共通仕様書・特記仕様書への記載

( 1 ) 入札公告・特記仕様書への「対象工事」の記載について

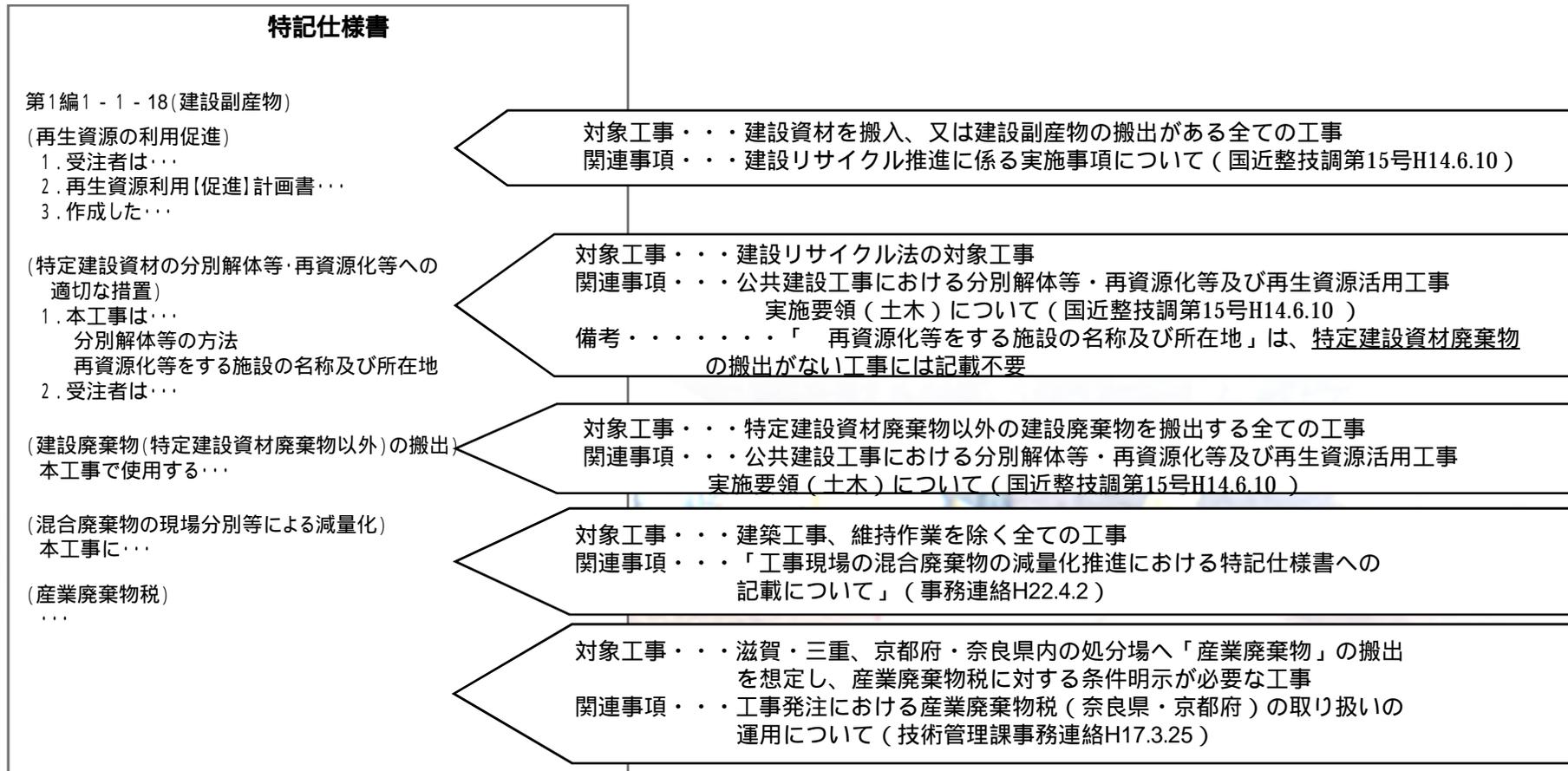
「対象工事」においては、入札公告および特記仕様書に建設リサイクル法の対象工事である旨、および分別解体等の方法を記載する必要があります。

<p style="text-align: center;"><b>入札公告</b></p> <p style="text-align: center;">入札公告（建設工事）</p> <p>次のとおり一般競争入札に付します。 本工事は、資料と入札書を同時に提出する同時提出型（二封筒事後審査型）の対象工事である。</p>	<p style="text-align: center;"><b>特記仕様書</b></p> <p>第1編 1 - 1 - 18（建設副産物） （特定建設資材の分別解体等・再資源化等への適切な措置） .....</p> <p style="text-align: center;">分別解体の方法等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">作業内容</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">分別解体等の方法</td> </tr> </table>	作業内容	分別解体等の方法	
作業内容	分別解体等の方法			
<p style="text-align: center;"><b>入札公告、入札説明書等に下記を記載</b></p> <p>『本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律 第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。』</p>	<p style="text-align: center;"><b>特記仕様書に下記を記載</b></p> <p>特記仕様書 第1編 1 - 1 - 18（建設副産物）に下記2項目を記載する（特記仕様書の作成手引き（案）参照）</p> <p>・特定建設資材の分別解体等・再資源化等への適切な措置） 分別解体の方法等</p>			
<p>..... 分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」 ..... (7) 本工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律 第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。.....</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">( )</td> <td style="width: 33%;">□有 □無</td> <td style="width: 33%;">□作業 樹刺作業の併用</td> </tr> </table> <p>※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。</p>	( )	□有 □無	□作業 樹刺作業の併用
( )	□有 □無	□作業 樹刺作業の併用		

# 1 2 . 共通仕様書・特記仕様書への記載

## ( 2 ) 特記仕様書への記載について

建設リサイクル法の「対象工事」を含む建設資材（土・砕石・A s 合材、その他再生資材）の搬入、又は建設副産物の搬出がある工事は、特記仕様書第1編1-1-18（建設副産物）に、以下に該当する項目を記載する必要が有ります。



# 1 3 . 建設リサイクル法第 1 1 条通知

建設リサイクル法対象工事は、**あらかじめ**都道府県知事へ通知が必要

国の機関からの都道府県知事へ通知は、通知書に加えて再生資源利用（促進）計画書を提出。

各府県により通知書を規定していることもあるため、通知にあたっての書式は事前に当該部局に問い合わせが必要。



(別紙様式) 平成 年 月 日

## 通 知 書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により別表のとおり通知をします。

知事 殿

通知者官職 氏名 印  
官庁所在地 担当者 TEL

特定建設資材の利用に関する計画の通知 別表イ  
特定建設資材廃棄物の発生量の見込みの通知 別表ロ

※受付欄	※決裁欄
平成 年 月 日	
第 号	
係員印	

表面

種別	品名	数量	単位	備考
コンクリート	コンクリート	100	m <sup>3</sup>	
鉄筋	鉄筋	100	t	
木材	木材	100	m <sup>3</sup>	
その他				

裏面

種別	品名	数量	単位	備考
コンクリート	コンクリート	100	m <sup>3</sup>	
鉄筋	鉄筋	100	t	
木材	木材	100	m <sup>3</sup>	
その他				

# 13.11 条通知に係る入力についての注意点

## 再生資源利用計画書の**特定建設資材**について

別表イ 再生資源利用計画書 - 建設資材搬入工事用 -

**表面**

記入年月日 H. 年 月 日  
 工事責任者  
 調査票記入者

百十 万五千四百十一 m<sup>2</sup> 階数 地上 階  
 地下 階

1.鉄骨鉄筋コンクリート造 2.鉄筋コンクリート造 3.鉄骨造  
 4.コンクリート2階造 5.木造 6.その他  
 1.居住専用 2.居住産業併用 3.事務所  
 4.店舗 5.工場、作業所 6.倉庫  
 7.学校 8.病院診療所 9.その他

注:コード\*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

建設資材 (新材を含む)				再生資材の供給元 (再生資材を利用した場合に記入してください)				再生資源				
分類	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種別	施工条件内容	再生資材の供給元場所住所	住所コード	再生資材の名称	再生資材利用量(B)	利用率
コンクリート				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
特定建設資材				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
木材				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
アスファルト混合物				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
土砂				総m <sup>3</sup>							総m <sup>3</sup>	%
				総m <sup>3</sup>							総m <sup>3</sup>	%
	合計			総m <sup>3</sup>							総m <sup>3</sup>	%
その他				総m <sup>3</sup>						総m <sup>3</sup>	%	
合計				総m <sup>3</sup>							総m <sup>3</sup>	%

### 特定建設資材 の利用量を記載

特定建設資材とは、次の4品目

- ・コンクリート（現場打ちコンクリート、無筋コンクリート二次製品）
- ・コンクリート及び鉄から成る建設資材（有筋のコンクリート二次製品）
- ・木材（木材製品、繊維板等含む）
- ・アスファルト混合物（アスファルト合材）

23

# 13.11 条通知に係る入力についての注意点

## 再生資源利用促進計画書の**建設発生木材**について

別表ロ 再生資源利用促進計画書 - 建設副産物搬出工事用 -

1. 工事概要 表面に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出

特定建設資材廃棄物の**建設発生木材**は、

「**建設発生木材 A**」

(**柱、梁、ボード等の木製資材が廃棄物となったもの**)のみを記入

建設副産物の種類 (種類等) ②+③+④	発生量 ①	利用量	うち現場内 改良分	③減量化量 *11	3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上に わたる時は、用紙を増やして下さい。	どちらかにOを 付けて下さい	内容 コード*12	*4				改良分	利用促進量 (注2)	②+③+⑤ (%)
								千	百	十	一			
建設発生木材 (木材が廃棄物 になったもの)	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km	トン	トン	9%
					搬出先2	公共 民間					km	トン	トン	9%
					搬出先3	公共 民間					km	トン	トン	9%
					搬出先1	公共 民間					km	トン	トン	9%
					搬出先2	公共 民間					km	トン	トン	9%
					搬出先3	公共 民間					km	トン	トン	9%
建設発生木材 (伐木材、除根 材など)	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km	トン	トン	9%
					搬出先2	公共 民間					km	トン	トン	9%
					搬出先3	公共 民間					km	トン	トン	9%
					搬出先1	公共 民間					km	トン	トン	9%
					搬出先3	公共 民間					km	トン	トン	9%

建設廃棄物の**建設発生木材**は、

「**建設発生木材 B**」(伐木材、除根材等)を記入

植栽維持工や除草工により発生する、伐採材、剪定枝、刈草、清掃作業に伴い出てくるゴミは

一般廃棄物なので**対象外**。